

ふくし TIME'S

<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>

福祉タイムズ

30周年



ともしび運動

12

2006 No. 661



「自然に導かれて行きたい」

2年前から「グループホーム晃風園」（大和市）で生活する河野正俊さん（85歳）は、九州生まれだが父の転勤で転々とした。東京での学生時代に学徒動員が始まり、体の弱い河野さんは勤労奉仕等で体を壊し入院、学校も退学してしまった。そして新潟の父親の元で働くも戦後の不景気で失職し、30歳の頃に近くにきた牧師により洗礼を受けた。英国の老婦人と出会い、教会での戦災孤児の手伝いを頼まれ京都に。しかし5年後にはその宣教師も昇天し新潟に戻ったが、父も70歳で亡った。今度は座間の米軍基地に勤めしばらく母と暮らすも母は寝たきりとなり、定年後、2人で暮らせる施設を紹介された。

「入って本当に救われました。平穏に暮らすことができ、母は97歳まで生きました。こんな老後を過ごせるとは思ってもみず、導かれてきたと感じました」。施設に入ってから始めた趣味の生け花と書道を楽しみ、「このまま全てを自然に導かれて行きたい」。そして、認知症のことも「なるようにしかならない」と笑う。

（写真・文 菊池信夫）

CONTENTS

特集

- 障害者自立支援法の施行と障害者地域作業所……2
- インターネット福祉求人情報システムが変わります……4
- 一月より相談機関のための「弁護士相談」を開設……6
- 学生ボランティア活動のひろがりをめざして……8

連載

- ともしび活動の30年(7)……14
- かながわHOT情報……16

障害者自立支援法の施行と障害者地域作業所

本年十月より、障害者自立支援法（以下、自立支援法）が本格施行されました。利用料を負担する立場の利用者、事業収入不足を見込むサービス提供側の双方の苦しさの中でのスタートとなりました。本県には、各地域の特性を活かし、約五百の障害者地域作業所が設置されており、今回の法施行は、これまで障害関係の法令には基づかなかった地域作業所運営の今後にとっても大きなものであるため、県障害者地域作業所連絡協議会（以下、障作連）、海原泰江会長に、現在の状況や今後の展望等についてご寄稿をいただきました。

自立支援法施行後の状況

障作連では去る七月、「障害者自立支援法施行による作業所利用状況調査」を実施しました。（調査対象数百九十七箇所、回収数百十七箇所）

調査の結果、自立支援法が一部施行された平成十八年四月から三か月の時点で、法定の障害者福祉施設から地域作業所に移行してきた方が十一人、移行等の相談が三十五人に上りました。このことは、自己負担額の増によりやむなく移行せざるを得ないといった、予想以上に厳しい現実を垣間見ることができます。

今、作業所がおかれている状況

「小規模作業所は日本独特のもので、その機能を見た福祉先進国の方は『地域の実態に即して様々な形で

展開しているこの仕組みは障害当事者にとってすばらしいものである』と感心した」ということを、小規模作業所のあり方を議論する中で聞いたように思います。

全国に約五千箇所と言われている作業所を、今後どのように方向付けていくかという議論は、ここ十年の間に様々になされています。しかし、有効な解決策が見出せないまま今日まで来ているのが実情です。

そうした中で自立支援法が施行され、国は規制緩和で小規模作業所を法に位置づける道を開きました。

厚生労働省は自立支援法施行後、全国の作業所利用者の八万人を法定事業化によって一万人まで減らせるとの図柄を示し、障害者団体をはじめ各自自治体への説明を経て、法定事業化の推進を図ろうとしています。

本県においても、神奈川県独自の障害者地域作業所制度が見直されようとしており、県障作連では、障害者の地域での生活を支え、また地域に根付いた活動を行ってきた作業所がどのようなものか、といった大きな危機を感じています。

作業所が障害者や地域にもたらしたもの

本県の障害者地域作業所の成り立ちには、より地域の中で自分らしい生活をしていきたいという障害当事者の方たちの思いと、昭和四十年代後半からの本県の施策である「地域福祉（在宅福祉）の推進・展開」とが一致し、昭和五十二年十月に地域作業所に関する制度がスタートしたことに始まります。

その大きな特徴は、制度が作られ

(解説) 地域活動支援センター

・基本方針

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

・規模

10人以上の人員を利用させることができる規模

・職員

施設長1名、指導員2名以上

～厚生労働省令、地域活動支援センター設備及び運営基準より～

た当初から、行政措置による「施設」

のように、対象者や支援内容が定められることなく、作業所の憲法とも言

うべき実施要領の目的も、「障害者の地域ケア対策推進の一環として、地域ぐるみの協力により、主に就労することが困難な在宅障害者が作業活動等を通じて、地域社会の一員として生活することを促進するものである」と非常に緩やかになって

います。また実施主体は、「地域社会の支援により事業を展開していくために地域住民を含めた運営委員会を設置する」ことが義務付けられたため、期せずして作業所に多くの住民が関わり、障害者が地域で暮らすことを支える仕組みが「地域福祉」という形で自然にできていると言えます。

一方障害者にとっても、作業所は少人数であるが故に身近な場所に設置し易く、結果として一人で通所することも容易になり、自分なりの生活圏を作り、人間関係を築いていくこともできるようになりました。

そして緩やかな制度である故に、狭間の障害をはじめ、一人ひとりに合った多様な取組みや、障害者自身

が生きいきと自分のペースで日々を送られることは、親御さんにとっても大きな存在ではないでしょうか。

なぜ障害者地域作業所の位置付けにこだわるのか

現時点で作業所が自立支援法による法定事業に移行するならば、市町村事業である地域活動支援センター

(※解説参照) が馴染みやすいとされていますが、私たちは大きな疑問を感じています。それは地域活動支援センターが市町村事業であるが故に、市町村の財政基盤や考え方によって格差が生ずることが予測されるからです。

今までの作業所制度であれば、考え方や補助金も県の実施要領により県内一律に担保されてきました。

しかし、自立支援法施行により市町村中心に展開されると、障害者施策に熱心、あるいは財政的に豊かな自治体では独自の施策をもって支援策を講じることができそうですが、それに反する自治体とのかい離が生じ、それは自立支援法の概念(全国どこでも同じサービスの提供をうけることができる)からは、認められない

のではないのでしょうか。

また法定事業では、目的に書かれた内容によって支援できる範囲が限定されています。一方、作業所は「地域社会の一員として生活することを促進する」という緩やかな目的によって、それぞれの地域や利用する人によって様々な工夫がされながら今日までできています。

自立支援法によって障害者が支援される内容がより細分化されることで、制度から漏れてしまう方、様々な理由で制度を利用できない方も出てくるのではないのでしょうか。そのような状況が想像できる今、寄り添う福祉(地域作業所)が出来なくなるのが、地域の障害者にとってどんなに不利益をもたらすのか。

私たちはこのことが気に掛かり、先が見えないこの時期に、県が主体的に推進してきた障害者地域作業所制度にこだわりたいのです。

(※国では「小規模作業所」と称していますが、本県は「障害者地域作業所」と称しているため、双方の用語を使用しています)

(県障害者地域作業所連絡協議会

会長 海原泰江)

インターネット経由で求人登録ができるようになります

福祉人材センター・バンクが運営するホームページ「福祉のお仕事」が、この度リニューアルされ、新しいサービスを開始いたします。

従来、職員募集をした場合、各都道府県の福祉人材センター・バンクに所定の求人票を提出し、センター等で求人票のデータ入力を行ってきましたが、特に事業所情報は、簡易なデータのみに止まっていた。

しかし、この度の新しいサービスでは、事業者自らの手で、インターネット経由にて直接求人登録や、より詳細な事業所情報の入力や登録が可能となり、より迅速に情報が提供されることになるため、求人側・求職側双方の利便性が高まることが期待されます。

この事業所登録により、利用できるサービスのポイントは次のとおりです。

① 求人の登録申請

登録事業所のマイページより、求人の登録が申請できます。また、ステップ別に入力ガイドもつき、作成

方法をわかりやすく案内します。

② アクセス・応募件数の表示

募集した求人がどのくらい見られ、または応募があったかといったアクセス件数がマイページより見ることが出来ます。

③ 再利用機能

過去に登録した求人を見ることができ、また新規に求人票を作成する場合も、以前のデータを再利用することが可能で、最小限の修正で済みます。

④ 掲載終了予告メール

登録している求人の有効期限について、その期限の五日前にメールでお知らせいたします。

⑤ 事業所情報公開機能

事業所登録後に、名称や所在地等の基本情報が掲載されるほか、マイページからは、事業所の特色などの詳細情報を入力することが出来ます。さらに求人がない場合でも、事業所情報は常時公開されます。

この求人情報システムは、十二月十八日から稼働予定です。詳しくは、かながわ福祉人材センターまでお問い合わせください。

(福祉人材無料職業紹介担当)

サービス苦情の解決に向け 研修会を開催します

本会、かながわ福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービス事業者の方々を対象に、パネルディスカッションを中心とした苦情解決研修会を開催いたします。

平成十二年に、福祉サービス利用者の苦情を適切に解決し、利用者の権利を擁護することを目的に「苦情解決事業」が制度化されて六年が経過しました。社会福祉制度が急速に変化を遂げる中、利用者と事業者の対等な関係を築き上げることがこの制度の大きな目的であり、今後は、苦情解決を通じて利用者との関係を見直し、サービスの質を向上させるという視点も求められます。

今年度は、これまでに事業者の苦情解決事業担当職員を対象に、計三回の研修会を開催し多数の方のご参加をいただきました。そこでは、苦情解決の事例を聞きたいという声や、他施設の取り組みを知りたいという声が多数寄せられていました。

今回開催する研修会は、今年度の研修会の総集編として企画してお

り、民間企業の苦情受付窓口の担当者からの講演を予定しているほか、「利用者の声をサービス改善に結びつけるために(仮題)」と題し、事業者の苦情解決事業の担当者や、第三者委員によるパネルディスカッションを行います。なお、コーディネーターは、東洋大学教授の高山直樹先生を予定しております。

苦情解決の取組みに関心のある事業者職員の方であれば、どなたでもご参加いただけます。

【日時】平成十九年二月二十八日(水)午後一時三十分～十七時

【会場】神奈川県社会福祉会館

二階ホール

【参加費】無料

【申し込み・問い合わせ先】

かながわ福祉サービス運営適正化委員会 ☎ 045-312-1121 (内線3552)

【URL】

<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/syakyo/uneitekiseika/uneih.html>

(かながわ福祉サービス)

運営適正化委員会(公)

団塊世代を中心にした就業総合

相談窓口がオープンいたします

本県では、平成十九年から約三十五万人の団塊世代就業者が退職年齢を迎えますが、この世代の方々を対象とした新しい働き方や、多様な就業の相談ニーズに応えるため、「シニア・ジョブスタイル・かながわ(通称、ジョブスタ)」が平成十九年一月三十日(火)に開設されます。

利用対象は四十五歳以上の方で、「働きたい、事業を始めたい、職業生活設計をしたい、知識・経験を身につけたい」「能力・技術を活用したい」等の多様な就業相談ニーズに、総合相談窓口のキャリアアカウンセラが、次の七つのサービスに応じてきめ細かく支援いたします。

○具体的な七つのサービス

1. 就職情報の提供(ハローワークとの連携による中高年齢者向けの求人情報の提供等)

2. 再就職支援セミナーの開催(年金や税金等の知識も踏まえた職業生活設計や、再就職の心構えなど実践的セミナーの開催)

3. キャリアアカウンセリング(再就

職にあたり、専門カウンセラーによる相談 ※予約制)

4. 多様な働き方の情報提供(再就職をはじめ、起業やNPO活動等の多様な働き方への情報提供)

5. 専門相談(職業生活設計や起業、年金・税金等の相談に専門の相談員がアドバイスを実施 ※予約制)

6. 適性診断(適性診断ソフトを活用した職業適性診断を実施)

7. 専門人材登録・活用相談(団塊世代を含む高年齢者等の知識や能力、技術を生かすための人材登録制度の紹介や相談を実施)

なお、住所、開所時間等は次のとおりです。

【住所】横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル十階(横浜駅西口徒歩八分)

【開所時間】平日・午前八時三十分～午後五時(土・日、祝日は休館日)

【問合せ先】①県雇用産業人材課 団塊世代支援対策室 ☎ 045-210-5867、②シニア・ジョブスタイル・かながわ ☎ 045-412-4123 (※平成十九年一月九日(火)より開通)

(企画調整・情報提供担当)

相談業務担当の皆さん、
このようなことで
お困りではありませんか？



○民生委員からの相談例

「ひどい生活環境で暮らしている独居高齢者がいる」との連絡が民生委員より入った。訪問してみると、認知症状が進み、在宅での生活は困難な状況にある。住居の資産価値は高いと思われるがローン債務もあるようだ。施設入所、成年後見の申立て、財産の保全、不動産処分など、今後の対応はどうしたらよいか。

○施設入所者の親族からの相談例

知的障害者施設に入所するAさんは、これまで両親の残した財産で暮らしてきたが、ある日突然、親族より、Aさんを自宅に引き取るとの連絡があった。Aさんはその申し出を喜んでいる様子だが、これまで親族とAさんは関わりもなく、金銭搾取の恐れもある。施設として、どのような対応が必要だろうか。

○ヘルパーからの相談例

「Bさんの年金が、息子のCさんに使い込まれている」と、ヘルパーからの報告を受け、訪問。Bさんは「お金は、すべて息子に任せている」と、普段と変わらぬ様子で話す。家族内のことではあるが、Bさんの今後の生活も気がかりであり、どこまで踏み込んでよいものだろうか。

県社協 の ひろば

一月から相談機関のための 「弁護士相談日」を開設

かながわ権利擁護相談センター

「あしすと」では、平成十年より高齢者、障害者の権利擁護相談に関わってきましたが、この間、リフォーム詐欺や各種ローン等の消費契約被害、財産侵害など、権利擁護に関わる問題の深刻さは、社会問題として大きく取上げられるところとなりました。

このような状況のなか、高齢者虐待防止法、介護保険法の改正が本年四月から、また障害者自立支援法が

十月から本格施行となり、これにより権利擁護に関わる相談は、高齢者については「地域包括支援センター」業務に、障害者については「地域生活支援事業」に位置づけられ、市町村を中心とした各地域の取組みとして本格化しつつあります。

しかしながら権利擁護に関わる相談は複雑な法律問題が介在することもあり、専門家の判断や助言を必要とする場面も多く、各機関の相談業務担当者より手軽に「弁護士」の意見を聞く機会を望む声があがっていました。

そこで「あしすと」では、平成十九年一月から、本会委託の弁護士が法的な側面からアドバイスを行う「弁護士相談日」を開始いたします。地域の福祉関係の機関や施設などで相談に応じている皆様のご利用をお待ちしております。どうぞお気軽にご活用ください。

【対象】権利擁護に関わる相談機関等（地域包括支援センター、市区町村社会福祉協議会、福祉施設・在宅サービス提供事業所、市町村行政機関、民生委員など）

【相談日】毎月第二・四金曜日（祝日・年末年始を除く）

【時間】十三時四十分～十六時十五分（予約制、相談時間は一回四十五分）

【費用】無料

【方法】来所相談（事務局職員が事前に相談内容をお伺いします）

【相談窓口・会場】かながわ権利擁護相談センター「あしすと」（かながわ県民センター十四階）

☎045-312-1121（代）

（内線3554・3555）

FAX 045-322-3559

（かながわ権利擁護相談センター）



学童保育所運営委員長
稲森 文子

私のおすすめの1冊

お年よりと絵本で
ちょっといい時間
山花 郁子 著

尊敬する友人、山花氏が人生の先輩たちに絵本を読むきっかけはお母さまの介護でした。

本には介護する側の素直な気持ちと老いたお母さまに「いつも一緒に長い旅をありがとう」との深い想いが込められています。今、多くの子と生きている私にも三年間、姑と母のダブル介護があり逝った母たちに複雑な想いを抱えていましたが、この本に癒されました。読みきかせの絵本は、季節に合わせたり、その時の参加者に合わせたりと工夫がなされています。年を重ねるごとにできることは少なくなりますが、絵本によって心を揺らして笑顔になる老人たち、そのことで読み手もまた笑顔になるのが伝わってきます。たくさんの絵本も紹介されているおすすめの本書です。



2003年8月刊 一声社
定価1,365円(税込み)

「福祉情報資料室」をご利用ください！

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等のサービスを行っています。

◆利用時間：月～金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時

◆問合せ：☎045-311-8865
FAX 045-313-9341

◆インターネットでの資料検索

<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/>

～「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください！～

★精いっぱい「自立」、さりげない「支援」～人口減社会を生き抜く知恵(小谷直道、中央法規出版(株))

★迎春～障碍のある僕でも本が作れるのだ(東 秀之、いのちのことば社)

★いつだって心は生きている(認知症ケ

読んでみよう！ ★5年で出生率を上げる法(岩淵勝好、中央法規出版(株))

止まらない我が国の少子化問題について、全国の自治体や地域企業等、三十の子育て支援最前線の事例取材し、次世代育成支援に取組むためのヒントを紹介しています。

価値あり！ ★ADL対応型高齢者体操のすすめ(ADL対応型高齢者体操研究会)元氣な高齢者はもちろん、身体を動かすことが難しい高齢者まで、無理なく、正しく身体を動かす方法を写真図解で紹介し、ADLの回復・維持を目的にしています。

ア研究会、中央法規出版(株)

★地域でささえる障害者の相談支援事例をとおしてみるソーシャルワーク実践のプロセス(山崎順子・六波羅詩朗、中央法規出版(株))

★助けられ上手さん～介護を受けるあなたが主役(木原孝久、中央法規出版(株))

★走りながら考えた協働の5年間(かながわボランティア活動推進基金21協議会・報告書編集会議)

★介護支え合い相談・研究事業報告書2005年度版(国際長寿センター)

★横須賀キリスト教社会館60年のあゆみ(福横須賀基督教社会館)

★平成18年神奈川県生活保護(県保健福祉部生活保護課)

★職場研修推進の手引き「職場研修推進モデル事業」報告書(北海道社協)

★精神保健研究所年報No.19(国立精神・神経センター精神保健研究所)



参加と協働のページ

このコーナーでは、県民の皆さまの福祉活動等に参考になるための情報を紹介します。

学生ボランティア活動の広がりをめざして

―学生ボランティアの活動実態・意識調査の結果から―

学生ボランティア

活動支援のはじまり

ボランティア元年といわれる阪神淡路大震災（平成七年）以降、本県では、大学や短大、専門学校の学内にボランティアセンターを設置する、もしくは積極的に学生のボランティア活動の支援を行う学校が少しずつ増えてきました。

かながわボランティアセンターでは、平成十六年から大学・短大・専門学校・NPO・市町村社協で構成する「学生ボランティア広域ネットワーク研究会」を設置し、事業の推進に本格的に取り組んでいます。この研究会は、今日の学生ボランティア活動を社会的にどのように推進していくか（支援内容や活動環境の整備）について、度重なる議論と調査を行いながら歩んできました。

現状を知るために（調査方法）

学生ボランティア活動を広げていく環境についての検討を行うため、学生ボランティアの活動内容や活動意識などについて、県内の学生ボランティアセンターが設置（予定）されている大学・短大・専門学校（設置予定を含む十五校）に通う「学生」を対象に、各校の協力のもとで、郵送調査を実施しました。（調査対象数九百九人、回収数五百五十人、回収率六十・五％）

結果概要

① ボランティア活動の実態

① ボランティア活動経験

今回の調査では、約九割の学生がボランティア活動の経験がありました。「現在行っている」二百五名（三十七・九％）よりも「現在は行っていないが以前は行っていた」二百六十四名（四十八・八％）

が上回る結果でした。

② 活動のきっかけ

二割以上の学生が自分の自発的な意志により活動していました。（九十名、二十一・八％）

また、「学内のボランティアセンターの呼びかけ」のほかには、「友人・知人、サークルなどの呼びかけ」がきっかけとなっています。

その他の回答には、「福祉施設などでの実習がきっかけ」とあげられました。

③ 現在の活動分野

活動分野では、「子どもの健全育成活動」七十一名（二十三・六％）、「保健・医療・福祉活動」七十五名（二十四・九％）が多くを占めています。たとえば、子ども支援センター、市区町村社協、福祉施設などで障害児と遊ぶ活動、聴覚障害の学生のノートテイク、障害児（自閉症、脳性まひ等）のリハビリ・体操サポート、外国籍の子どもの家庭教師ボランティアなどが活動例としてあげられています。

なぜ、学生は

ボランティア活動を行うのか

講義では学ぶことのない知識にふれた

り、様々な社会経験をする、あるいはアルバイトによって収入を得るといった体験は、自分にとって違う価値観に触れることになり、学生の自己実現を達成するうえでは大変重要なことですが、現在の学生は、「ボランティア活動」に何を求めているのでしょうか。

ボランティア活動の意義についてキーワードを三つに分類しました。

(1)内発的意義（自己実現型）→自分のために

○様々な人との交流、価値観とのふれあいを求めて

○自分の成長の場になる（視野を広げる、知識や技術を高める）

○自分のやりたいことを探すために（自分探し、目標探し）

○新しい自分、“社会の中の自分”を発見（居場所の確保）

○豊かさの追求（こころの豊かさ・こころの温かさ・こころのゆとり）

(2)外発的意義（問題解決型）→他者や社会のために

○人の力になる、人のために

○社会扶助、社会の中での「労働力」として

○喜びを与える（社会貢献）

(3)互酬的意義→お互いのために

○「人」だから当然の行為

○当事者とボランティアとの互いの成長になる

支援課題と

広域ネットワークについて

ボランティアの活動の原則の視点から「調査」をまとめると、

①学生自らが考え、自ら動く活動（「自発性」を育てること。

②学業との連動を含め、地域や人に関わることで、学生が行うボランティア活動の「社会性（福祉性）」「継続性」を学生が意識すること。

③既存の活動やサークルへの参加だけでなく、課題の創出（課題の発見）、組織化（課題を共有する仲間づくり）の過程に参加すること（「開拓性」「創造性」）。

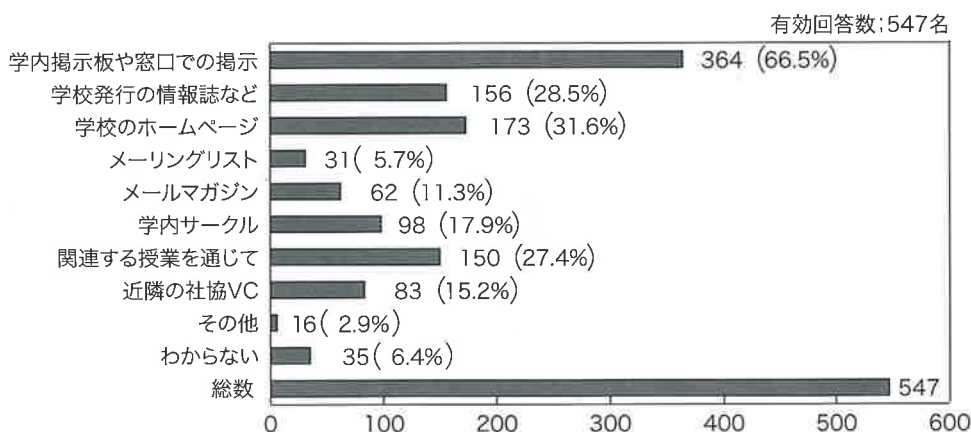
以上の三点が重要なテーマと考えられ、一方で支援すべき課題とも読み取れます。

学生のボランティアニーズと地域が抱える課題をどのように関連づけるか、そして「地域で学生を育てる」ことは、広

域ネットワークを構築していく上での共通課題となります。具体的には、地域資源との調整などマネジメント機能の充実が学生ボランティア活動の広がりにつながると考えます。

（かながわボランティアセンター）

ボランティア情報の獲得場所（選択・複数回答）



でかけてみませんか



NPO法人 ままとんきっず

1993年、子育て中のおかあさんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきっず」を発行。以後、子育てに関するメール相談、地域の親子が集うサロン運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。2004年、「かながわボランティア活動推進基金21 ボランティア活動奨励賞」、2006年「第19回神奈川県地域社会事業賞」を受賞。おかあさんたちの目線による情報誌・単行本の発行物は30冊を数え、一部は海外でも翻訳出版。最新刊は「先輩ママの『私はこうして乗り切った!』 妊娠・出産／0歳児／1歳児」3冊シリーズ（PHP研究所）、「各駅発!! ファミリーおでかけガイド神奈川」（メイツ出版）。

〈事務所〉川崎市多摩区菅田堤3-5-43 TEL/FAX: 044-945-8662
HP: <http://www.mamaton.jp.org>

今年も残すところあとわずかになるとともに、ますます寒くなって冬本番。たまった疲れや寒さをほっと吹き飛ばす温泉がうれしい季節ですね。

今回はファミリーみんなであたたまる「箱根小涌園ユネッサン」をご紹介します。



定時に音と光のショーが催される「神々のエーゲ海」。ショーのなかで起こるあることに子どもたちは大喜び!

温泉でたっぷり遊んで
ぽっかぽか「箱根小涌園ユネッサン」
施設内はさまざまな種類のお風呂を家族で楽しめる水着ゾーンの「ユネッサン」と、日本庭園を眺めながら温泉をゆったりと満喫できる裸ゾーンの「森の湯」に分かれています。「ユネッサン」はオムツが取れない幼児でも、水着の下に水遊び用のオムツを着用すれば入浴OK。また、直径百センチ以内であれば浮き輪を利用でき、子どもたちはプール感覚でお風呂を楽しめます。
レンタルショップで水遊び用のオムツ（M・Lサイズ三枚五百二十円）、浮き輪、水着、ゴーグルなどの販売や水着のレンタル（男性・子ども用一日六百三十円、女性用一日千五百円）が行われているので、忘れものを

しても安心です。

屋内ドームにはジャグジー付きの大きなお風呂「神々のエーゲ海」を中心に、体がぶかぶか浮いてしまう「死海風呂」、遊具に触ると音が出て小さい子どもたちに人気の「ドレミの泉」などが集められています。十二月中旬から期間限定で「メリークリスマス＆ハッピーニューイヤー」イベントとして、なんとシャンパン風呂が登場。ゴージャスな気分を味わえるでしょう。

屋外には温泉のウォータースライダー「ロデオマウンテン」（身長百十

センチ以上利用可）や「ふしぎな洞窟風呂」などアミューズメント感覚のお風呂もそろっていて、子どもたちは大はしゃぎです。
渓谷沿いのエリアを散策しながら



温泉の滝が豪快に流れ落ちる「龍の水辺」

箱根小涌園インフォメーション

【所在地】 足柄下郡箱根町二ノ平1297

【電話】 0460-2-4126

【営業時間】 ・ユネッサン 9:00~18:00（3~10月は~19:00） ・森の湯 9:00~21:00

※入場は営業時間終了の1時間前まで

【休園日】 無休

【入場料】 ・ユネッサン 大人3500円、3歳~小学生1700円

・森の湯 大人1800円、3歳~小学生900円

・パスポート（ユネッサン&森の湯） 大人4000円、3歳~小学生2000円

※タオルと館内着は無料で貸し出し

※2歳以下は無料。60歳以上・障がい者は割引あり。詳しくはフロントカウンターにて

【交通アクセス】

〈電車〉 JR・小田急線小田原駅より箱根町・元箱根行きバスにて約40分、「小涌園」下車、または箱根登山鉄道箱根湯本駅より箱根町・元箱根行きバスにて約20分、「小涌園」下車

〈クルマ〉 東名高速道路「御殿場」ICから乙女峠、仙石原を経由して約40分、または小田原厚木道路「箱根口」ICから約20分

【駐車場】 1200台（1000円／1日）

子連れにうれしいポイント1

現金いらすずラクラク

フロントで受け取るリストバンド。更衣室のロッカーキーとして使うほか、レストランや自動販売機などで財布代わりに使用し、後でまとめて精算できます。子どもをだっこしている際などに面倒な現金の出入れをせずすみ、ラクです。

子連れにうれしいポイント2

連絡通路でホテルが直結

一日じゃ足りないから、泊まりがけでおもしろい遊びたい！という場合は施設直結のホテル「ニューベガサスイン」へ。連絡通路を通過してすぐにお部屋というのが子連れにとっては何よりもありがたいもの。客室は和室と和洋室の2タイプで、どちらものんびり落ち着けます。朝・夕食は食べ放題のバイキング！

それから、館内には岩盤浴、あかすり、マッサージなどのリラクゼーション施設も。育児でお疲れぎみのおかあさんにはぜひ試してみたいかがでしようか。

行くと現れるのは、「緑茶風呂」「酒風呂」「炭風呂」といった個性あふれるお風呂の数々。「本格コーヒー風呂」「露天ワイン風呂」ではコーヒーとワインを投入するアトラクションが一日三回ずつ実施され、驚きと喜びの歓声がわき起こります。

さて、「ユネッサン」で遊んだあとは「森の湯」へ。露天風呂、檜風呂、樽風呂などに身をゆだねれば、さまざまなお風呂を心ゆくまで楽しめる温泉の魅力にあらためて気づくことでしょう。



芳醇な香りが楽しめる「露天ワイン風呂」



「ニューベガサスイン」の和洋室。子ども用サイズ館内着、スリッパなどのサービスがうれしい

ともしびショップの紹介

今回ご紹介するショップは、鎌倉時代の貴重な国宝を含む美術品や古文書などを展示している「県立金沢文庫」の一角にあります。

京浜急行線金沢文庫駅東口から徒歩十五分、閑静な住宅街を通り抜けたところにあるこのショップは、地域の皆さんをはじめ、県立金沢文庫を訪れた方たちに癒しの場を提供しています。

ショップでは、県立金沢文庫で行われた展示会の資料なども販売していることから、お土産を求めて寄られる方も多いそうです。中には、手に入れた資料を眺めながらコーヒーを飲んでくつろぐお客さん。窓から注ぐ心地よい陽光の中で、ゆったりとした時間を過ごせるのも、このショップの魅力の一つです。

ここでは、三人の障害のある方が店員として働いています。スタッフの皆さんと協力しながら、サラダの盛りつけ、配膳、注文、食

器洗いなど、さまざまな仕事を分担しています。お昼どきは忙しいですが、テキパキと働く姿が印象的です。おすすめは日替り定食（飲み物つきで六百元）。常連さんも多く訪れますが、メニューが重なることはほとんどないのと。おいしい食事と温かい雰囲気、お腹も心も満たされます。

お客さんが来てくれることが何よりも嬉しいと話す三人の店員さん。「いらっしやいませ！」という明るく元気な声が私たちを迎えてくれます。

皆さんも、ぜひお出かけください。

〇ともしびショップ金沢文庫
☎045-701-9069（内線115）



自助具アイデアコンテスト

作品募集

◇内容Ⅱ障害者・高齢者等の日常生活動作を助ける便利な自助具創作作品や、自助具に関するアイデア、または自助具を必要としている方々からのメッセージを募集しています。

◇募集内容等Ⅱ①製作部門（実際に使用している、あるいは試用していただいたオリジナル作品）、②アイデア部門（アイデアのみの募集）、③メッセージ部門（自助具を必要としている方々からのメッセージ）

なお、製作・アイデアの各部門については、審査会にて最優秀、優秀作品を選定いたします。
◇応募方法Ⅱ所定応募用紙にて、郵送、FAXまたはE-mailなどで応募。（必要に応じた写真・イラストは可。直接現物の送付は不可）

◇URL=http://www.progre

ss.co.jp/members/jinsyakyu/b

※募集要項・応募用紙がダウンロードできます。

◇ペ切りⅡ①、②は平成19年1月31日（水）。③は平成19年3月17日（土）。共に必着

◇授賞式・発表会Ⅱ3月17日（土）（会場：かながわ県民センター）

◇問合せⅡ本会福祉用具等利用支援担当

☎045-312-1121（代）

（内線3300）

FAX 045-313-4590

e-mail=bff@jinsyakyu.or.jp

独立行政法人国立特殊教育

総合研究所研究員の公募

特殊教育総合研究所は、特殊教育のナショナルセンターとして、特殊教育に関する実地的研究や担当教員への指導者研修、教育相談等を行う研究機関ですが、同研究所では①自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等

の発達障害児・者の教育に関する実地的研究②障害児・者の移行教育・社会生活等の教育支援研究などを担当職務とする、平成19年4月1日に採用予定の研究員を公募しています。

◇応募資格Ⅱ①大学院修士課程修了又はそれと同等以上の研究業績を有する者、②採用予定日において、年齢満三十五歳以下の者等

◇提出書類Ⅱ①履歴書（写真貼付）、②研究業績目録、③主要研究業績、④小論文等

◇応募期限Ⅱ平成19年1月10日（水）

◇書類提出先Ⅱ〒239-8585

横須賀市野比5-1-1 独立

行政法人国立特殊教育研究所総務課人事係 宛

◇問合せ先Ⅱ同研究所教育支援

研究部長（担当：千田）

☎046-839-6858

◇URL=http://www.nise.go.jp/

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役会長 谷 口 榮
代表取締役社長 谷 口 嘉 弘

本 社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX (045)411-1527

神奈川県福祉研究会

（税務・会計の専門家グループ）

理 事 伊藤 正孝（☎045-412-2110）
同 桑江 郁男（☎045-402-4433）
同 辻村 祥造（☎045-311-5162）
同 西迫 一郎（☎046-221-1328）
同 林 雄一郎（☎0466-26-3351）
代表理事 八木 時雄（☎042-773-9266）

PORTSIDE
Communication & Coordination Maker

株式会社ポートサイド印刷

〒236-0002 横浜市金沢区扇町16-2
Tel.045-776-2671(代) Fax.045-776-2678
http://www.portside.co.jp

■営業品目■

企画・デザイン・文字情報処理・印刷・製本・ポスター・パンフレット・販促チラシ・D.M.・製品カタログ・会社案内・定期刊行物・自費出版・カレンダー・その他



かながわ福祉人材センターから

お知らせ

福祉人材センターにおける求人・求職の相談窓口業務は、年末は12月26日(火)午後5時まで、年始は1月5日(金)午前9時からの開所となります。

予めご了承ください。

◇問合せ先〓福祉人材無料職業紹介担当

☎ 045-312-1121

(内線3306・3307)

平成18年度年末たすけあい

運動が実施されています

「住み慣れたまちで心豊かに暮らしたい」と、様々な地域で福祉活動が展開されていますが、住民が主体となり、「たすけあい」の精神を基調に「福祉のまちづくり」をすすめていくために、今年度も「年末たすけあい運動」による寄付金の募集を実施しています。

この運動は民生委員の自主活

動として、生活困窮援護者を対象とした「年末一品持ち寄り運動」が基となり、昭和28年に本会が主唱。昭和32年には共同募

金運動として組み入れられ、今まで活動を展開しています。

以来、地域で生活支援を必要とする方々や、住民の主体的福祉活動への支援などに活用させていただきます。

本年度も皆様の温かいご協力をお願いいたします。

◇実施期間〓12月1日(金)から12月31日(日)まで

◇寄付金受付窓口〓各市区町村社協(共同募金会市区町村支会)

◇寄付金・配分金の取扱〓年末たすけあい運動に寄せられた寄付金ならびに配分金は、収支を明確にし、寄託者の信託に應えるよう、正規の会計手続きに則り、厳正に管理いたします。

寄付金品あげがよいぞうまつた

【一般寄付金】▽広瀬公子▽脇

隆志▽オジマヒロハル▽SASアルプスをめざす会【ともしび

基金】▽富士シティオ(株)FUJ

I徳延店・岡津店・鶴嶺店▽ともしびポスター絵本コンテスト

参加者▽スリーエフ日ノ出町駅前店▽新鮮組平台店▽ともしび

ショップむー▽アズバードな

ぎさ店▽五十嵐美子▽沼倉清治

▽秦正子▽安藤愛莉▽鈴木重治

▽小川誠▽松原重郎

(計 三二一、一四九円)

【寄付物品】▽労働保険事務組

合横浜中央工業会▽神奈川県定

年間問題研究会▽横浜市老人福祉

センター〓泉寿荘内「泉寿通信友

の会」▽川崎規世 (敬称略)

本紙平成19年1月号の

発送日のお知らせ

年始の配達手配の事情により、本誌発送が通常より遅くなります。予めご了承くださいませ。すようお願いします。

あなたの情報発信のおてつだい

デザイン・印刷・ホームページ制作



の技術を基に、私たちは紙への印刷にこだわらない情報発信をお客様とともに考えます。

きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒238-0004 横浜市長沢区福瀬 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

印刷会社がホームページの制作もするんですか？ お客様からよくいただくご質問です。お客様の持つ情報をどのような形にするのがベストなのだろうか。印刷で培ったデザイン

ともしび運動の新展開

昭和五十九年、女性の全国平均寿命が八十歳を超え（八十一歳）、人生八十年時代にふさわしい高齢化社会への対応が求められる時代が到来しました。

この高齢化社会への対応には、単なる福祉の領域のみならず、社会システムや生活の質への転換が必要であり、「人生八十年型福祉社会づくり」を県民参加により取組むことが求められ、新たな展開を向かえることとなりました。

人生八十年をどう彩るか

平成三年に県が取組んだ「かながわ福祉プラン・改訂実施計画」では「人生八十年型福祉社会づくり構想（提言）」が盛り込まれ、そこでは行政としての人生八十年時代に向けた施策化に加え、地域や企業など県民サイドでの取組みも必要であると提言されました。

当時のともしび運動をすすめる県民会議（以下、県民会議）では、このことを踏まえ、「人生八十年型福祉社会づくり県民行動指針」の策定に取組むこととなり、そのねらいを「個人、家庭、地域、団体、企業など県民の立場から人生八十年時代の課題」をとらえ、実践の指針作成に

着手しました。

具体的には、県民会議の構成団体を中心に、人生八十年時代を考える場づくりを積極的におすすめ、個人のライフスタイルの確立や社会システムづくりに向けた願いや夢、実践として取組んでいきたいことなどの提案や意見を広く求めました。そして、それらをもとに県民行動指針の策定と行動計画に発展させ、計画に基づく実践を展開することを目指したものでした。

高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の策定

遡ること三年前の平成元年、国が高齢社会に備え、十年間を見据え高齢者対策強化の目的で策定された施策計画がゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）です。

このプランでは「高齢者の生きがい対策の推進」を目指すことが項目のひとつにあげられており、その内容は「高齢者の生きがいと健康づくりモデル事業の推進」、そのために「都道府県段階に『明るい長寿社会づくり推進機構』を設置すること」が謳われました。

この推進機構については、平成三年の時点で本県と東京を除き、全国の道府県に設置されており、その具体的な役割としては、広報啓発事業や健康福祉祭の開催、老人大学校運営事業など、高齢者の生きがいと健康づくりをすすめるようなための組織であり、「財団法人」であることが要件となっているものでした。

本県では、県民会議としてこれまですすめてきた運動の成果をふまえ、二十一世紀高齢化社会に向かつての新たな運動展開を図るための課題と方策について「機能強化研究委員会」を立ち上げ、「生活の質を求め社会への転換」「文化としての福祉の確立」をめざす「ともしび運動」の方向や課題、方策を検討し、高齢化に関する事業展開も新たな柱として位置付けられました。

ともしび運動の軌跡

参加する福祉の推進

ともしび運動は、県民による「参加する福祉の実現」に向けて、「公的」「共的」「私的」の各分野での役割をあらためて問い、課題解決への「総合的接近」を目指すことで、よ

ボランティアセンター
の担当として感じること

綾瀬市社会福祉協議会
ボランティアセンター
担当 香山 和義



今年4月、採用と同時にボランティアセンター（以下VC）を担当しています。福祉の現場は初めての事で、右も左も分からず体験学習や講座の準備に追われ、あっという間に半年が過ぎてしまいました。

VCはボランティアをしたい方と、受けたい方のニーズを合わせ、つなぐ役目を担っています。VCコーディネーターとは、ニーズの把握はもちろんの事、人と人との結びつきに重点を置き対応する事が必要だと考えています。ニーズだけに合わせた対応、つまりこれは、人材派遣と何ら変わらないものであり、これをVCで行ってしまうと、違いは無償か有償かという事になるのではないのでしょうか。

表面だけを見ると、活動を理解されないまま依頼される場合もありますが、VCの真意とは、相談に訪れる理由やその奥にある本当の悩みをいかに捉え、人と人とを結び、相談者とボランティアがともに笑顔で暮らせるような地域づくりを目指す事にあると思います。

時代は変化します。社会構造や人の考え方と同様に、相談内容も変わります。VCも共に変化し、柔軟に対応していく事がこれからは大事だと考えています。

り血の通った福祉施策の充実・展開を図る意図がありました。

その結果、県民会議がその役割を担い、ともしび基金の創設（昭和五十二年）では、特にボランティア活動振興の財政的支柱に成長し、国際障害者年（昭和五十六年）には、県域の推進組織としての運動を展開し、障害者の「完全参加と平等」の実現を運動の実践課題として位置づけ、福祉の心の醸成やまちづくり点検活動などの実践活動の推進は、運動の大きな飛躍を遂げる結果となりました。

また、昭和六十三年には、「ともしび運動行動指針」を策定し、「障害福

祉」「高齢化」「児童・青少年」「国際化」の四つの領域で「ともに生きる社会の実現をめざす」活動の展開に努め、以降、この行動指針に基づき、草の根活動への支援、県民誰もがともしび学びあう場としてのカルチャーセンターの開講、障害者の新たな就業の場づくりとしての「ともしびショップ」の開設支援、労働組合等との連携・支援など、様々な分野での多様な実践をすすめてきたといえます。

ともしび運動の新展開

この、「人生八十年時代」に向かつての社会の「高齢化」におけるとも

しび運動の課題は、国の「ゴールドプラン」やともしび運動の実績を基盤に、高齢者自身が、様々な分野に積極的に参加できる環境づくりに取り組み、人生八十年時代の「ともに生きる社会」づくりを目指すものでした。

さらに、その実現を図るためには、今後、ともしび運動を永続的に展開させることが必要であり、県民会議が主体性を持ち運動を推進していくためには、自立した運営を展開していく必要性があるとして、財団法人として平成四年四月一日付で設立・運営を行う準備がすすめられることになりました。

（企画調整・情報提供担当）



ボランティアグループ・在宅介護 支援センターとの協力で立ち上げたサロン

鶴嶺東地区社会福祉協議会（茅ヶ崎市）

平成八年、茅ヶ崎市鶴嶺地区は人口増加により地区の中央を流れる小出川を境に東西に分離し、鶴嶺東地区社協が設立されました。人口は二八、五八〇人、高齢化率は十五％です。鶴嶺東地区社協では、子どもからお年寄りまで「誰もが住みよい福祉のまちづくり」をめざして活動しています。

地域で連携したサロンの

鶴嶺東地区社協の主な活動に『サロンつるみね』があり、地域住民を対象として、八月を除く毎月第二水曜日、地区のコミュニティセンターを拠点に活動しています。ここでは、参加者による尺八や歌、マジックの披露、「つるみね」の作製等を通じ、楽しい交流の場となるよう取組んでいます。またボランティアの協力のもと昼

食も用意され、毎回百食以上が提供されています。

当サロンは平成十六年六月、地元ボランティアグループ『つるみねクラブ』が地域の将来を見据え、在宅介護支援センター（現、地域包括支援センター）に相談、地区社協や民生委員も巻き込みながら立ち上げていきました。また地区社協・大矢会長の尽力のもと、コミュニティセンターの使用許可



や、参加者の足を確保するために病院のシャトルバスの無料利用の許可を得るなど、サロン活動の基盤を整えていきました。

現在、サロンは地区社協を中心に運営していますが、包括センターや市社協職員の参加により、気軽に生活支援に係る専門の相談ができるようになっていきます。また相談や見守りから介護保険サービスの利用に繋がった例もあります。

更なる活動充実を目指して

地区社協では他に、七〇歳以上の独居高齢者を対象とするミニデイサービスや、地域住民を対象にした医療や地域福祉をテーマとした学習会等を行っています。

今後は子どもや男性が参加できる場を増やしていくことが課題です。また、地区社協として地域の関係者の協力を得ながら、特に異世代間交流を充実し、参加者だけでなく、担い手にも元気を与えられるよう活動を進めていきます。

（市町村社協担当）

※本年度の県社会福祉大会で、優良地区社協として表彰されました。

—社会福祉施設の設計監理—

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES' Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808
TEL03(3449)1771/FAX03(3449)1772
URL: www.yasue-sekkei.co.jp
E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



入所更生施設(大磯町)

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください